

「凌風丸」見学会及び鹿児島地方気象台オープンカンパニーに関する実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、福岡管区気象台が主催する「凌風丸」見学会及び鹿児島地方気象台オープンカンパニー（以下「イベント」といい、参加する学生を「参加者」という。）について、受入場所、期間、遵守事項、その他必要な事項を定めるものである。

(イベントの目的)

第2 今回のイベントは、気象庁の業務に興味がある学生に、気象庁（海洋気象観測船及び地方気象台）の業務を紹介し、疑似体験などに従事させることにより、学生の学習意欲を喚起するとともに、気象庁の業務に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(イベントの開催場所、期間)

第3 イベントの開催場所及び期間はそれぞれ以下のとおりとする。

(1)「凌風丸」見学会

鹿児島港停泊中の「凌風丸」 船内 2025年9月15日（月・祝）

(2) 鹿児島地方気象台オープンカンパニー

鹿児島地方気象台（鹿児島県鹿児島市） 2025年9月16日（火）～9月17日（水）

(参加者の遵守事項)

第4 イベントの参加にあたって以下事項を遵守することとし、参加者はその遵守にかかる誓約書（別紙）をイベント参加初日に福岡管区気象台に提出しなければならない。

(1) 参加者はイベントの円滑な運営のため、職員（気象台職員、観測船職員、庁舎管理担当者等）の指示に従って行動すること。

(2) 参加者がイベントで知り得た情報（公開されているものを除く。）を論文、レポート等の形式で外部に発表する際には事前に福岡管区気象台担当課の許可を得なければならない。

(3) イベント期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行ってはならない。

(4) 参加者としてふさわしくない行為（遵守事項への違反等）があったときは、イベント中であっても以後のイベントへの参加を認めないこととする。

(イベントに係わる費用)

第5 参加者のイベント参加に要する費用の一切は、参加者個人の負担とする。

(イベント中の事故等に伴う災害補償)

第6 イベント中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 参加者は、イベント参加前に傷害保険及び損害賠償保険(以下「保険」という。)に加入することを推奨する。
- (2) 参加者が気象庁又は第三者(他の参加者等)に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。
- (3) イベント期間中の事故により参加者が傷害を負った場合は、参加者の加入する傷害保険により補償する。なお、参加者は当該保険の保険金の範囲内で気象庁に対する求償権を放棄する。

(イベントの中止及び打ち切り)

第7 「凌風丸」の寄港予定の変更による場合、重大な気象災害の発生の恐れがある場合、または発生した場合、大きな地震が発生した場合等により、イベントを実施または継続することが適切でないと福岡管区気象台が判断した場合はイベントの一部又は全部を中止又は打切ることができるものとする。

(個人情報の保持)

第8 福岡管区気象台担当課及びイベント開催場所の担当者は、入手した参加者の個人情報を本イベントに関する事務にのみ利用できることとする。

(その他)

第9 この要領等に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、福岡管区気象台、参加者及びその他の関係者が協議して決定するものとする。